

徳島県高等学校体育連盟専門部細則

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 徳島県高等学校体育連盟には次の専門部をおく。専門部は徳島県高等学校体育連盟〇〇専門部と称する。

1 陸上競技	2 バレーボール	3 バスケットボール
4 ソフトテニス	5 サッカー	6 ラグビーフットボール
7 卓 球	8 体 操	9 水 泳
10 ソフトボール	11 柔 道	12 相 撲
13 剣 道	14 弓 道	15 レスリング
16 ウエイトリフティング	17 登 山	18 バドミントン
19 ハンドボール	20 ホッケー	21 自転車競技
22 テニス	23 ライフル射撃	24 空手道
25 ボクシング	26 カヌー	27 なぎなた
28 フェンシング	29 アーチェリー	30 ボート
31 少林寺拳法		

第 2 条 各専門部の事務所は委員長または副委員長所在の学校におく。

第 2 章 目 的

第 3 条 専門部は徳島県高等学校体育連盟の規約に基づき、(公財)徳島県スポーツ協会加盟の各競技団体と連携して、各専門部の健全な発達をはかることを目的とする。

第 3 章 業 務

第 4 条 専門部は第 3 条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 1 各専門種目に関する審議及び調査研究
- 2 競技会の開催
- 3 関係諸機関との連絡調整
- 4 その他目的達成に必要な事項

第 4 章 組 織

第 5 条 専門部は徳島県高等学校体育連盟規約第 6 条に基づき組織する。

第 6 条 専門部は本細則第 1 条に認められた種目毎に各校加盟の部を代表する教職員をもって組織する。

第 5 章 役 員

第 7 条 各専門部に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 委 員 長 | 1 名 |
| 2 副 委 員 長 | 若干名 |
| 3 委 員 | |

第8条 各専門部委員は各校の部を代表する教職員をあてる。

第9条 委員長及び副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。

第10条 委員長は専門部を代表し、部務の処理にあたる。

副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

委員は当該専門部の業務を分担する。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第12条 専門部委員長会及び専門部会は必要により会長が招集し、各専門部の重要事項を審議する。

第13条 専門部委員長会の議長は理事長、専門部会の議長は当該委員長があたり、決議事項は常任理事会を経て会長の承認を得るものとする。

第7章 競 技 会

第14条 競技会は、徳島県学徒対抗対外運動競技基準に則り徳島県高等学校体育連盟の承認を得て開催する。

1 競技種目のプログラム編成は参加校の地理的条件、試合時間、体力、性格等を充分考慮する。

2 競技会の主管は徳島県高等学校体育連盟が行うことを原則とするが各団体の協力を得て順調な運営を考慮する。

3 審判団はなるべく学校職員をもって編成するよう留意する。

第15条 分校の競技会参加は別個に単独で出場することができる。

第16条 徳島県高等学校体育連盟の主催する県下大会は参加料を徴収しない。但し競技団体等との共催による大会には規程の参加料を徴収することもある。

第17条 競技会に参加する場合は、各学校長の出場認知証明を申込書に添えて提出し、必ず引率教員をつける。

第18条 競技会における競技中のけがについては、応急の手当てを講ずる。

第19条 出場選手の資格に疑義がある場合は、徳島県高等学校体育連盟資格審査委員会を構成し審議する。

第8章 通知並びに報告

第20条 専門部委員長は、各競技団体、四国高等学校体育連盟専門委員長、全国高等学校体育連盟専門委員長よりの通知連絡及び会議の結果等について、その必要事項をすみやかに本連盟に報告するとともに各専門部校長に通知する。

第21条 競技会開催等の通知は各専門部委員長が作成印刷し、遅くとも当日より2週間前までにその5部を徳島県高等学校体育連盟に提出する。その後に関係各校及び関連団体へ送付する。

第22条 専門部委員長は競技会の結果報告を大会終了3日以内に徳島県高等学校体育連盟へ2部提出する。

第23条 競技会等の開催中に発生した事故その他の諸問題については、その専門部において臨機の処置をとるとともにただちに徳島県高等学校体育連盟に報告する。

第9章 通知並びに報告

第24条 専門部の設置は本連盟規約第6条に基づき、次の各項を満たすことを原則とする。

- 1 男子もしくは女子において県下に3校以上の部があること。
- 2 委員長が高等学校より選出できること。
- 3 継続性があること。

附 則

- 1 この規約は昭和44年4月19日から施行する。

(平成2年4月21日 一部改正)

(平成3年4月20日 一部改正)

(平成4年4月18日 一部改正)

(平成5年4月24日 一部改正)

(平成13年4月20日 一部改正)

(平成14年4月18日 一部改正)

(令和5年4月14日 一部改正)